保護者様向け　2026.6

【練馬区認可外保育施設保育料補助金の申請について】

1　練馬区認可外保育施設保育料補助金の要件

以下の全てを満たす世帯が補助の対象となります。

① 当該月の 1 日現在練馬区在住

② 認可外保育施設(※)と月ぎめで月 160 時間以上の入所契約を締結

③ 当該月の１日現在、契約した施設に在籍し、保育の提供を現に受けている

※　都道府県より認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている施設が対象です。(証明書発行の有無は施設、または施設の所在自治体へお問い合わせください。)

2　補助額

・　保育料(**月ぎめ保育料のみ**。給食費、バス代、延長保育料等は除く)のうち、以下の金額を上限として補助します。(無償化を受けている場合、保育料から無償化の給付額を引いた額が上限となります。)

・　４～６月分を９月末、７～９月分を 12 月末、10～12 月分を翌３月末、１～３月分を５月末までに、申請書にてご指定の口座へ振り込み予定です。

補助上限額

年齢、課税状況		補助額
0～２歳児クラス	非課税世帯	38,000 円
	課税世帯	80,000 円
３～5 歳児クラス		40,000 円

※　区で課税状況を確認できない場合、当該年度 1 月 1 日現在在住していた自治体発行の住民税課税(非課税)証明書の提出が必要な場合があります。

3　提出書類

以下の書類を練馬区保育課窓口へ持参、または郵送によりご提出ください。

また、電子（LoGo フォーム）での申請もご利用できます。

A	練馬区認可外保育施設保育料補助金交付申請書(償還払用)	・4～6月分を7月中、7～9月分を10月中、10～12 月分を1 月中、1～3月分を4月上旬にご提出ください。 ※個別に申請時期のご案内は致しませんので、申請漏れのないようにご注意ください。 ※保護者氏名欄に必ず「署名」をしてください。
B	保育料の領収書の写し ※月ぎめ保育料(給食費、バス代、延長保育料等除く)が明記されている必要があります。施設所定の様式に明記がない場合、参考様式をご利用ください。	・保育料を支払った際に施設に発行を依頼してください。 ・A の提出時に、申請期間分を提出してください。 ・無償化の給付を同時に請求し、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を提出する場合、これを共用することが出来ます。
C	施設との契約書の写し	・年度の初回申請時のみで結構です。(年度途中で契約内容が変更となった場合は提出が必要です。)

※　申請書や領収書の参考様式は区ホームページよりダウンロードできます。
また、電子申請は、右の QR コードよりご利用ください。

4　お問い合わせ

練馬区保育課保育サービス推進係　03-5984-1622

〒176-8501　練馬区豊玉北６－１２－１　練馬区役所９F